

## 上半期源泉所得税相談会のご案内

### 通常日程

- ①会 場：川崎西青色申告会館
- ②日 程：6月15日(月)～7月10日(金) ※土・日を除く。
- ③受付時間：午前9時00分～11時15分(会計ソフトは午前11時00分 相談時間は60分ごと)  
午後1時00分～3時30分(会計ソフトは午後3時00分 相談時間は60分ごと)
- ④その他：源泉所得税の相談と合わせて会計ソフトの入力確認相談を受けられる方は、**事前に予約をお取りの上**お越しく下さい。

### 土曜日相談会日程 (予約制・午前中のみ) ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①会 場：川崎西青色申告会館
- ②日 程：7月4日
- ③受付時間：午前9時00分～11時00分(相談時間は60分ごと)

### ☆相談会にご持参いただくもの

- ①令和8年分の源泉徴収簿(1人別源泉徴収簿)
- ②源泉所得税納付書(税務署より郵送されています。)
- ③令和7年分の年末調整時の資料【令和7年分の源泉徴収簿、納付書(控)、残存過納額明細書等】  
※ 令和7年分において年末調整時の還付未済金を翌年に繰り越した方は、③の資料がないと令和8年分の源泉税の処理ができませんのでご注意ください。  
※ 令和8年分の源泉徴収簿、源泉所得税納付書をお持ちでない方は、事務所に備え付けておりますので、相談等にお越しの際にお申し付けください。

### ☆源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限について

区分	納付期限
原則	給与等を支払った月の翌月10日まで。 ※ 納付期限日が日曜日・祝日などの休日や土曜日に当たる場合は、その休日明けの日が納付期限になります。
納付期限の特例適用者	<b>令和8年7月10日(金)まで。</b> ※ 1月分(年の途中から納付期限の特例の適用を受ける場合は提出月の翌月分)～6月分を納付します。

- ※ 納付が遅れますと不納付加算税が掛かります。**納付税額がなくても源泉所得税納付書を作成の上、所轄の税務署に提出する必要があります。**

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。※詳細は裏面に記載。これらの改正は、原則として、令和8年分以後の所得税について適用されます。**令和8年11月までの源泉徴収事務に変更は生じませんが**、令和8年12月に行う年末調整など、**令和8年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。**

- 駐車場の用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。Tel 044-911-4616
- その他当会の情報はホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/> をご覧ください。



# 令和8年度税制改正 所得税の基礎控除の引上げ等について



① 基礎控除の引上げ：合計所得金額に応じて、基礎控除額が上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
132万円以下 (206万円以下)	104万円	99万円	95万円
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円

※合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※個人住民税は改正されません。

※令和10年分の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円	収入金額×30%+8万円 (69万円未満の場合は 69万円)	65万円
190万円超 220万円以下		収入金額×30%+8万円	

※給与等の収入金額220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

※個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。

※令和10年分の給与所得控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

③ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
	扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注1) 合計所得金額の要件をいいます。

令和8年12月に行う年末調整の際に、引上げ後の基礎控除額及び改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。なお、扶養親族等の所得要件の改正は令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されます。